

## 答 申

### 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年9月18日27久児第2549号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 異議申立てに係る対象文書の開示決定状況

#### (1) 異議申立てに係る対象文書

異議申立てに係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、異議申立人の主張どおりに、実施機関が〇〇（個人名。以下「本件児童」という。）に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づく援助活動を行っていたとすれば、実施機関が作成することとなる相談処理決裁伺、児童記録票、ケース記録、心理判定記録、児童福祉司の資格の有無に関する書類、福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「分科会」という。）の会議録、被措置児童等虐待の状況の公表に関する書類等、及び異議申立人の現在の養育里親登録状況、〇〇会（団体名）への加入状況に関する書類等である。

#### (2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書については、その存否を答えるだけで、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に規定する非開示情報を開示することになるとして、条例第9条（公文書の存否に関する情報）の規定により本件決定を行った。

### 3 異議申立ての趣旨及び経過

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成27年9月4日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成27年9月18日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成27年11月6日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

#### 4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 原処分は、条例第7条第1項第1号を適用して全部を非開示としているが、非開示とされた情報は、事務の公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報とはいえない。よって、個人に関する情報という理由により文書を非開示とした本件決定は、違法不当である。
- (2) 福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第14条第1項第1号、第4号及び第5号に規定する不開示情報には当てはまらない。
- (3) 文書の全部が非開示とされており、児童相談所が適正な調査を行ったのか判断できない。児童相談所が本件児童の調査を適正に実施していないから、開示しないのではないか。ただの隠ぺいでしかない。
- (4) 本件児童の養育状況には問題があるため、児童相談所の適切な対応を求める。
- (5) 福岡県情報公開審査会は、条例の規定に基づき設置された機関である。情報公開請求制度における異議申立てや審査請求は、行政の隠ぺい姿勢に対し、県民に保障された唯一の対抗手段であり、同審査会は、異議申立てや審査請求を県民の立場から審議し、情報公開制度を活発化させると同時に、県民の知る権利を守るために設置された機関である。そうでなければ設置された意味がない。昨年1年間における同審査会の答申は5件であり、いずれも県側の主張を追認している。

この異議申立てに関して、異議申立人に（審議の）経過を明らかにしてほしい。

#### 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

- (1) 本件請求は、特定の個人の氏名を挙げてなされたものであるため、本件文書の存否を明らかにすることは、本件請求内容に係る特定の個人に関する事実を明らかにすることと同様の結果が生じることとなる。
- (2) したがって、本件文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号に規定する個人情報公開を公開することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第9条の規定により本件文書の存否を明らかにしないで、非開示決定を行ったものである。

#### 6 審査会の判断

##### (1) 児童相談所について

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、も

って子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として、法第12条第1項の規定により、都道府県に設置が義務付けられている行政機関である。

## **(2) 被措置児童等虐待について**

被措置児童等虐待とは、里親等が、委託された児童について、法第33条の10各号に掲げる行為を行うことをいう。

児童相談所等は、法第33条の12第1項の規定による被措置児童等虐待に係る通告を受けた場合は、法第33条の14第1項の規定により、速やかに、当該通告に係る事実について確認するための措置を講じ、必要があると認めるときは、同条第2項の規定により、被措置児童等虐待の防止及び被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講じることとされている。

また、児童相談所等は、これらの措置を講じた場合は、法第33条の15第2項の規定により、都道府県児童福祉審議会に報告しなければならないこととされている。

## **(3) 分科会について**

福岡県社会福祉審議会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定により、社会福祉に関する事項を調査審議するため福岡県に設置された合議制の機関である。また、分科会は、社会福祉法第12条に規定する社会福祉審議会に関する特例により、児童福祉に関する事項を調査審議するため、福岡県社会福祉審議会規則（平成12年福岡県規則第65号）第7条の規定により設置された専門分科会である。

## **(4) 児童福祉司について**

児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める（法第13条第3項）ため、法第13条第1項の規定により、児童相談所に配置された職員である。

児童福祉司は、同条第2項各号のいずれかに該当する者の中から任用することとされている。

## **(5) 里親制度について**

### **ア 里親制度の趣旨**

里親制度の意義は、家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図ることであり、児童相談所はその趣旨を十分理解し、同制度の積極的活用に努めることとされている。

### **イ 養育里親**

養育里親とは、法第6条の4第2項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定める

ところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であって、法第34条の19の規定により作成された養育里親名簿に登録されたものをいう。

ウ ○○会

○○会（団体名）は、任意団体である○○会（団体名）の下部組織であり、○○児童相談所管内に居住する里親及び元里親によって構成されている。

#### **(6) 本件文書の存否応答拒否について**

条例第9条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合には、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとしている。

本件請求は、特定の個人の氏名を挙げて、本件文書の開示を求めたものであるのに対し、実施機関は、条例第9条の規定により、条例第7条第1項第1号の非開示情報が明らかになるとして、存否応答拒否を行ったものである。

そこで、本件文書の情報が、同号に規定する非開示情報に該当するか否かについて、判断する。

同号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害することとなる情報が記載されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

本件文書については、その存否を答えるだけで、特定の個人に対する実施機関による援助活動の実施の有無、特定の個人の養育里親資格の有無等が明らかになるものである。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当し、例外的に開示することが認められる同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条の規定により本件文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、条例の定める公文書の開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公文書の開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、自己に関する情報の開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか等の個別事情は考慮されないものである。

#### **(7) 異議申立人のその他の主張について**

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書

の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。